

奈良市環境基本条例(平成11年3月26日条例第5号)

最終改正:平成24年3月30日条例第23号

改正内容:平成24年3月30日条例第23号

○奈良市環境基本条例

平成11年3月26日条例第5号

改正

平成24年3月30日条例第23号

奈良市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全と創造に関する施策の基本方針等(第8条—第10条)

第3章 環境の保全と創造に関する施策(第11条—第18条)

第4章 地球環境の保全に関する施策(第19条)

第5章 推進体制の整備(第20条)

第6章 環境審議会(第21条)

附則

奈良市は、平城京として栄え、数多くの世界に誇る歴史的文化遺産やこれらと一体となった春日山原始林等の豊かな自然環境を今に受け継ぎ、日本人の心のふるさとであるとともに国際文化観光都市として発展してきた。しかし、近年の都市化による生活様式の変化は、環境への負荷を増大させ、大気や水の汚染を進行させるなど日常の生活環境はもとより、地球環境を脅かすまでに至っている。悠久の年月を経て受け継がれてきた健全で豊かな環境は、人類のみならず、すべての生命をはぐくみ、やすらぎとうるおいの源である。現在及び将来の世代がこの健全で豊かな環境の恵みを等しく享受できるようにすることが、わたしたちの責務である。このため、わたしたちは、限りある環境を認識し、自然と人間との調和のとれた、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に、一体となって努めなければならない。ここに、わたしたちは、奈良市に集うすべての人の協働の下に「世界的文化遺産と歴史豊かな自然が調和した都市・奈良」を目指し、良好な環境を保全し、創造するとともに、これを将来の世代へ引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び観光客等の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、市内に存する歴史的文化遺産が世界の遺産でもあることから、その文化遺産及びこれと一体をなす歴史的風土並びに豊かな自然環境を大切にし、市民の生活と調和した奈良らしい歴史環境を保全し、創造することを目的として行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、市民が安全かつ健康でうるおいとやすらぎのある快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、将来の市民に継承していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全と創造は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、これが人類共通の課題であるとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活を将来にわたって維持する上で極めて重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、日常生活及び事業活動において、国際的協調の下に積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全と創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全と創造に関する国の施策に準じた施策及び市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な

施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全と創造に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(観光客等の責務)

第7条 観光客等は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、観光等に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、観光客等は、基本理念にのっとり、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全と創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を、相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 歴史と文化を守りはぐくむこと。
- (2) 自然や生き物を大切にすること。
- (3) 安全で快適な都市環境をつくること。
- (4) 健康に暮らせる生活環境を守ること。
- (5) 資源の循環的利用を図ること。
- (6) すべての主体の参加と連携を図ること。
- (7) 地球環境を考えて、世界の人々と手を結ぶこと。

(環境基本計画)

第9条 市長は、前条の基本方針に従い、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告)

第10条 市長は、環境の状況及び環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告を定期的に作成し、公表するものとする。

第3章 環境の保全と創造に関する施策

(世界遺産等への措置)

第11条 市は、環境の保全と創造に関する施策の推進に当たっては、歴史と文化と自然が織り成す奈良固有の特性を尊重し、世界遺産及びその周辺の環境の保全と創造について必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の措置)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全と創造について適正な配慮ができるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全と創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助

言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、環境の保全と創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全と創造に関する教育、学習等)

第14条 市は、環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全と創造に関する広報活動の充実により、事業者、市民、観光客等及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が環境の保全と創造についての理解を深めるとともに、民間団体等の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、民間団体等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条の環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第17条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な科学情報の収集及び調査研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第4章 地球環境の保全に関する施策

第19条 市は、地球環境の保全に資する施策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づいた地球温暖化対策地域実行計画の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、国、他の地方公共団体等と相協力することにより、広域的取組を図るように努めるものとする。

第5章 推進体制の整備

第20条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものとする。

第6章 環境審議会

第21条 第9条第3項に規定する事項の処理その他の市の環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議させる等のため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、奈良市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に次項の規定による改正前の奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）の規定により設置されている奈良市環境審議会は、第21条第1項の規定により設置された審議会とみなす。

(奈良市附属機関設置条例の一部改正)

3 奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則（平成24年3月30日条例第23号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。